

北海道議會時報

第 10 卷 第 12 号

昭 和 33 年 12 月



北海道議會事務局

— 第 12 号 目 次 —

議会の動き

常任委員会……………一

特別委員会……………六

総合開発調査特別委員会

雑 録

地方行政疑義問答集……………一四

常任委員会について

(1) 常任委員会の構成

(2) 常任委員会の権限

(3) 常任委員会の運営

会 合

全国都道府県議会議長会……………八

全国都道府県議会議事務局長会……………八

北海道東北六県議会議事務局長連絡協議会……………八

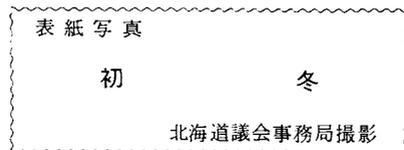
時報第十卷総合目次(昭和33・1~12月)

十一月のメモ

資 料

第三十臨時国会の展望……………九

第三回定例道議会の議決を経た条例の公布調……………二二





常任委員会

総務委員会

○十一月二十八日 午後零時五十分、第一委員室において開議、午後一時

五十二分散会、委員長 森川 清(社)

願請、陳情の審査
陳情

第一〇一三号 北見市に工業短期大学設置の件 (採 択)

第一〇一四号 旭川大学設立促進の件 (保 留)

第一〇六六号 台風二十二号による日高支庁管内に対し財政援助の件 (採 択)

第一〇七七号 様似町における台風二十二号災害に対し財政援助の件 (採 択)

第一〇七八号 台風二十二号災害による様似巡査駐在所並びに幌満

巡査駐在所庁舎復旧の件 (採 択)

一般議事

① 西野副委員長(自民)より、石炭手当増額、北海道大学教育学部
の付属研究施設として産業教育計画研究室の設置、講和条約発効前
の駐留軍事故による被害者に対する補償措置に関する中央折衝の経
過について報告、大久保委員(自民)より、石炭手当増額に関し補
足して報告があつた後、委員長より、豊富、音別、幌泉、三和四カ
村の町制施行調査に関する経過については報告書をもつて報告し
た。

② 石炭手当増額に関する中央折衝について諮り、なお継続して行
うことに決定、派遣委員は自民二、社会一の三名を派遣することとし
その時期については理事者と連絡の上適当な時期に行うことに決し
た。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 豊富村の町制施行について 豊富 村 長
- (2) 三和村の町制施行について 三和 村 長

文教林務委員会

○十一月十九日 午前十一時十五分、第三委員室において開議、午後三
時四十八分散会、委員長 河野辰男(社)

願請、陳情の審査
請願

第三九九号 道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件 (保 留)

第四二〇号 札幌市に総合博物館設置の件 (保 留)

- 第五二〇号 道教職員の退職手当不利益是正の件 (保留)
- 第五二一号 松前城再建に対し道費補助の件 (保留)
- 第五九三号 北海道奈井江高等学校を道立に移管の件 (保留)
- 第六二五号 町立北海道遠軽家政高等学校改築促進の件 (保留)
- 第六四一号 白糖高等学校を道立に移管の件 (保留)
- 第六四五号 幌加内村地内朱まり内湖を道立公園に指定の件 (採択)
- 第四八二号 ニセコ道立公園を国定公園に指定の件 (採択)
- 第五四七号 別海村野付半島を道立自然公園に指定の件 (採択)
- 第六〇七号 ニセコ道立公園及び積丹半島、小樽海岸国定公園指定の件 (採択)
- 第三九六号 七飯村地内道有林地横津岳地帯笹地貸付の件 (保留)
- 第五七五号 道に銘木証明機関設置の件 (不採択)
- 第五九〇号 野兎の駆除に対し狩猟法の改訂と奨励金交付の件 (採択)
- 第五九一号 後志管内の林業改良指導員増員配置の件 (採択)
- 第五九二号 羊蹄山治山事業拡大実施の件 (採択)
- 第六九五号 天塩高等学校に農業課程設置の件 (保留)
- 第七五五号 道立栄高等学校旧校舍譲与の件 (採択)
- 第八五一号 上川高等学校を道立移管の件 (保留)
- 第九〇八号 札幌市立啓北商業高等学校を道立に移管の件 (保留)

- 第九九五号 白糖高等学校道立移管の件 (保留)
 - 第一〇二八号 中学校教育の進展拡充の件 (採択)
 - 第一〇三九号 勤務評定実施反対の件 (保留)
 - 第一〇六〇号 真駒内旧駐留軍兵舎を青少年教育センターとして実現方の件 (保留)
 - 第一〇七九号 様似町における台風二十二号災害に対し文教対策の件 (採択)
 - 第一〇八九号 門別町富川高等学校に商業課程設置の件 (採択)
 - 第七三九号 利礼道立公園区域拡大の件 (保留)
 - 第七八九号 南嶮山地域を道立公園に指定の件 (採択)
 - 第一〇五四号 桂沢湖を富良野芦別道立公園区域に編入の件 (採択)
 - 第五三〇号 津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕適地として開放の件 (保留)
 - 第七一七号 民有林買取調整に関する件 (採択)
 - 第一〇五五号 日高甘栗植栽五カ年計画達成の件 (採択)
 - 第一〇八〇号 様似町における台風二十二号災害に対し復旧材払下げの件 (採択)
- 一 一般 議 事
- ① 教育長及び施設課長より、蘭越町における中学統合問題の経過について説明を聴取、福島委員（自民）より、住民の重大問題を書類だけで審査し、申請を出すのは不親切ではないか、また現地では文部省から予算がついたとの報告を七月に聞いて大ききわざをしているのに教育庁は九月に申請したのが認定になつたというがこの間のずれをどう考えるか、早急に現地をみて善処されたい旨、中野（定）委員（社）より、統合は自然的な形で納得するものでなければならぬといこの点手ぬかりがあつたのではないか、事務的形式的な解決は難

しいので今しばらく見通しがつくまで工事を見合わすなどの判断をどのように考えているかを質疑、教育長、施設課長よりそれぞれ答弁、次いで委員長より、羊蹄山治山事業拡大実施に関する現地調査について諮り、異議なく調査を行うことに決定、派遣委員、日程等については正副委員長一任と決した。なおその過程において統合問題に関する地元の要請があれば陳情を聞くこととした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

- (1) 倶知安高等学校並びに農業高等学校通学生徒を対象とする通学列車増発要望の件 倶知安高等学校長
- (2) 蘭越町所在御成、港中学校統合反対の件 御成小中学校PTA代表
- (3) 三笠市桂沢湖を富良野、芦別道立公園区域に編入の件 三笠市助役

農務委員会

○十一月十日 午前十時五十分、第三委員室において開議、午後一時十分散会、委員長 二瓶采吾（協ク）

議題、陳情の審査

陳情

第一、〇六九号 台風二十二号による日高支庁管内農業災害に対し融

資並びに制度資金償還延納措置の件（採 択）

第一、〇八二号 様似町における台風二十二号災害に対し農業対策の

件（採 択）

第一、〇四〇号 網走管内下ん菜原料集荷区域再配分の件（保 留）

その他の請願、陳情の審査については都合により保留とすることとした。

一般議事

① 堀野（社）佐久間（自民）各委員より、寒地農業確立対策（寒地農業確立及び農家負債整理の二立法化問題）及び配給米消費者価格改訂等に関する中央折衝の経過について報告があつた後、農務部長よりその後の状況について説明を聴取、ついで寒地農業確立対策問題に関し中央情勢及び当委員会の今後の進め方について委員長及び橋本（正）（社）道下（社）蒔田（自民）舟木（社）各委員の間に種々質疑応答、意見の交換があつた後、今月下旬に委員会を開いて見直しをつけ再折衝等を審議することとした。なおあわせて来年度国費予算についても審議を行うこととした。（散会后、農業会議農政部長より、寒地農業確立特別立法問題について中旬より下旬にかけて支庁別ブロック会議を開催し十二月に入つてから全道代表者会議を行つた後二十五団体が大本上京して折衝する予定であるが委員各位には各地のブロック会議等に出席され先頭に立つて実現に努力願いたいと要請があつた。）

② 坂下副委員長（社）より、農業共済資金保証協会の資金運営問題（関連して桶谷（自民）橋本（正）（社）各委員より質疑があり）及び月別の資金運営状況に関する資料提示方、畑作振興計画の融資指定に関し第二次以降の現況及び既定定分の貸出状況、牛乳共販体制確立問題の進展状況、乳価に関し道としてもあつ旋する必要があるが生産原価等の調査を進めているか（関連して委員長及び橋本（正）委員（社）より、意見及び要望があり）等について質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長、農政課次長、農政課共済組合係長より答弁。

③ 明十一日より四日間の子定で北見、中斜里、帯広の各てん菜製糖工場及び農試十勝支場を調査することについて諮り、異議なくその

ことに決定、派遣委員は委員長及び坂下副委員長（社）道下（社）堀野（社）橋本（正）（社）佐久間（自民）各委員と決定。

○十一月二十日 午前十一時二十分、第三委員室において開議、午後一時十二分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

一般議事

- ① 橋本（正）委員（社）より、道東地方各てん菜製糖工場の操業状況及び北海道農業試験場十勝支場移設状況の調査経過について報告。
- ② 委員長より、寒地農業確立問題のその後の中央情勢について説明を求め、農務部長よりの説明を聴取、ついで橋本（正）委員（社）より寒地農業確立の特別法案は臨時国会に提案されることであるが会期延長とならない場合は通常国会に提案するかどうかについて、道下委員（社）より、農林省は畑作農業振興費を何億要求しているかについて、それぞれ質疑があり、農務部長及び農政課長より答弁。
- ③ 委員長より、昭和三十四年度の回費予算要求状況について説明を求め、農政課長、畜産課長、農業改良課次長より、それぞれ所管課関係分について説明を聴取、ついで委員長より、草地改良問題の結論と今後の善処方について質疑及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁。
- ④ 委員長より、集約酪農地域における共同集乳組織の整備及び集乳の合理化実施要領案について説明を求め、畜産課長より説明を聴取の後、佐久間委員（自民）より、今までの例からみて机上プランに終る虞れはないか、また効果見込みはどうかと質疑、畜産課長より答弁、ついで坂下副委員長（社）及び道下委員（社）より、心配もあるが基本的考え方には賛成である旨の意見があつた後、田川北連畜産部長より北連の見解を聴取、ついで坂下副委員長より、乳価が安くなる所は簡単にこの計画に乗つてこないであろうということが

問題となつていないかと質疑、北連畜産部長より答弁、次に道下委員（社）より、地区連との話合状況これに関連して胆振本部のように既にやつている所は漸進的に北連の傘下に入るようにしなければならぬと思うが道は良く指導し善処されたいことについて、児玉委員（自民）より、経営主体を明確にし矛盾の出ないようにされたい（関連して橋本（正）委員（社）より、生乳共販協議会の構成メンバーについて質疑があり）また乳牛導入については広い視野から検討した上強力に押切るよう体制を整備されたいこと等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁の後、委員長より各委員よりの要望については再検討されたいことを要望した。

- ⑤ 請願、陳情の審査については都合により保留とすることに決定。
- ⑥ 寒地農業確立問題については中央情勢を調査し、二十五団体等農民団体とも協議の上必要があれば中央折衝を行うこととし派遣委員及び期間等については委員長に一任することとした。（散会后、十一月二十四日より三十日まで一週間上京折衝することに決し、派遣委員は委員長及び橋本（正）（社）桶谷（自民）各委員と決定。）

商工労働委員会

○十一月二十五日 午後一時十五分、第三委員室において開議、午後三時二分散会、委員長 大島三郎（自民）

一般議事

- ① 委員長より、王子製紙労働争議のその後の経過について説明を求め、労働部長より、解決に至るまでの経過、今後に残された問題点、

本争議の特徴、争議中の生産状況、労使双方の損失状況、関連中小企業への影響等について説明を聴取の後、秋山委員(協ク)より、その影響の大なる点より今後かかる不祥事の起きないよう配慮方について、山内委員(社)より、中労委中山会長に対し感謝電報を打つてはどうか、また、将来への参考とするため争議に関する資料しう集方、就労時期とその方法及び生産回復の見直し等について質疑、意見及び要望があり、労働部長より答弁、ついで高橋(源)委員(自民)より、王子製紙労働争議早期解決に関する中央折衝の経過について報告の後、中山会長に対する感謝電報の打電について諮り、異議なくそのことに決し、文案については委員長に一任と決定。

② 村本副委員長(社)より、失業者多発地域の指定に関する中央折衝の経過について報告の後、現地側の準備態勢が出来次第再度上京の上農業労働者に対する失業保険の適用復活及び失対事業賃金値上げの二件とあわせて折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 松尾委員(自民)より、労働金庫の定期監査について質疑、労働部長より答弁の後、道庁職員のカンパ資金と労働金庫との関係について調査方を要望、山本委員(自民)より、帯広支庁の労政課員が帯広地区労の事務局長を兼務していることについて質疑及び意見があり、労働部長より答弁。

④ 請願、陳情の審査については都合により明日行うこととした。

○十一月二十六日 午後一時四十分、第三委員室において開議、午後四時二分散会、委員長 大島三郎(自民)

請願、陳情の審査

請願 願

第二四九号 幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件

陳情

- 第四六八号 米軍千歳基地人員整理に伴う住宅確保対策の件 (保留)
 - 第六一〇号 りんご貿易振興対策の件 (採択)
 - 第三六七号 PSコンクリート工場設置要望の件 (保留)
 - 第四六六号 旭川市に木材糖化工場設置の件 (保留)
 - 第五〇六号 留萌市に木材糖化工場設置の件 (保留)
 - 第五一五号 函館地方に木材糖化工場設置の件 (保留)
 - 第六三八号 木材糖化工場誘致方要望の件 (保留)
 - 第七一二号 函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件 (保留)
 - 第七三三号 北海道賦払信用組合設立認可の件 (保留)
 - 第八七四号 公衆浴場入浴料金中婦人洗髪料廃止の件 (保留)
 - 第一〇〇四号 三笠市に公共職業補導所又は分室設置の件 (保留)
 - 第一〇三三号 旭川市に木材糖化工場設置の件 (保留)
 - 第一〇三三号 旭川市に第二種空港設置促進の件 (採択)
 - 第一〇三四号 千歳市失業対策事業実施の件 (保留)
 - 第一〇四三号 道労働部に職業訓練課新設の件 (採択)
 - 第一〇四四号 北海道港湾労働協議会設置の件 (保留)
 - 第一〇四五号 身体障害者に対し職業訓練強化の件 (採択)
- なお、陳情第九百四十五号(札幌テレビ放送株式会社に対し株式出資の件)、同第九百九十九号(苫小牧港開発株式会社に対し出資の件)、同第一千二百一十一号(王子製紙労働争議早期解決の件)は議決不要とした。

一般議事

- ① 委員長より、年末金融について説明を求め、商務課長より説明を聴取、ついで秋山委員(協ク)より、金融窮迫の中小企業者数からみて申込みが少いことに関連してその趣旨の徹底方及びもつと低金利になるよう配慮方について、高橋(源)委員(自民)より、貸付対象及び実際の需要量は並々ならぬものがある点より資金源増大に配慮方について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、商務課長より答弁。
- ② 委員長より油谷炭鉱の経営問題について説明を求め、資源課次長より説明を聴取、ついで山本委員(自民)より、現在の操業状況、従業員に対する給料支払い状況、他の小炭鉱に同様ケースの有無、小炭鉱対策に対する道の方針これに関連して小炭鉱維持のためには大炭鉱を親に持つことが必要であると思うがこの点に関し検討方等について、村本副委員長(社)より、このような状態に至つた原因、会社整理の適用を受けた場合の経営等について、中野(与)委員(社)より、本社の事業計画が間違つていたと思われるが販路及び炭質はどうか、また会社首脳部は替つたかどうかについて、委員長より、未払い賃銀に対する見通しについて、山内委員(社)より、休山となつた他の十二炭鉱に関しその原因と見通し、従業員数等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、商務課長、労政課長、資源課次長、同課鉱政班長より答弁。
- ③ 委員長より、サーチャージ(附帯増運賃)を求め、商務課長より説明を聴取、ついで山内委員(社)より、サーチャージを撤廃すると船が来なくなるのでその割増分を道で負担してほしいということになると思うかどうか、中野(与)委員(社)より、サーチャージはどかが決めるか、また認可は不要かどうかについて、高橋(源)委員(自民)より、小樽で積んだ時附帯増運賃がつく理由について(関連して委員長より、この場合一旦横浜に陸送した場合の運賃の差はどうかについて質疑があり)、山本委員(自民)より、日本船を使用の

場合は半額補助という方向で運動する必要がある、このまま放任すると北海道の港湾は利用されなくなると思うことについて、それぞれ質疑、意見及び要望があり、商務課長より答弁の後、本件に対する委員会の取扱いについて諮り、異議なく失業者多発地域の指定等の件で上京の際サーチャージに対する国庫補助措置方についてもあわせて要望することに決した。

- ④ 昨日決定した失業者多発地域の指定等の件に関する上京折衝の時期は十二月十日頃とし、派遣委員については委員長一任と決定。
- ⑤ 北海道駐留軍関係離職者等対策協議会委員の推せんについて諮り、各委員より意見があつた後、委員長及び副委員長の二名を推せんすることに異議なく決定。
- ⑥ 委員長より、山形県議会より「北海道に就労する農業労働者に対する失業保険法の適用について」の意見書が参考に送られてきたことを報告。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○十一月十七日

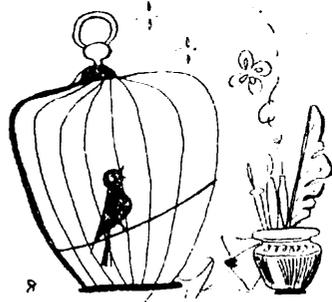
午後一時二十分、第一委員室において開議、午後二時十五分散会、委員長 岩本政一(自民)

- ① 委員長より、開発予算等中央折衝の経過を報告書によつて報告、

新川委員（社）より、青函トンネル建設促進に関する中央折衝の状況について補足報告があつた後、朝日委員（協ク）より、寒地農業問題について現状ではどうも負債整理の方は思わしくないように判断されるので委員会として別な方策を考える必要があるのではないかと質疑、伊藤（作）寒地農業確立対策小委員長（自民）より応答、塚田委員（社）より、寒地立法と負債整理とは本委員会においても切離されないと決定した経緯もありこの二法案の実現を期す方向に努力すべきであると考える旨、また秋山委員（協ク）よりも同様の意見があり、委員長より、本委員会としては既定方針で進むことにしたい旨を述べ、異議なくこれを了承、暫時休憩の後、（休憩中青函トンネル建設促進期成会代表より陳情を聴取した）午後一時四十五分再開。

② 委員長より、負債整理問題について寒地立法と並行していくことは必要であるが過程においては切離さなければならぬ事態も生じてくると思うがその時はその時で決定していきたい旨を述べ、なお自民党の方で政府提案を約束してはいるがまだ出ていないので多少の手を打たなければならぬのではないかについて諮り、秋山委員より、黒沢会長に資料も出しており小委員長から黒沢会長の意見を伺い総合しておす方がよいのではないかとこの意見があり、伊藤（作）小委員長より応答、次に青函トンネル建設促進の問題について協議、委員長より、先に新川委員より報告があつた国鉄大石理事の好意的発言についてそのような機会を持つことは必要であり懇談の機会をもつようにしたいことを諮り、全員異議なくこれを了承、期成会よりの本件に関する要請もあり理事者において道、議会、期成会の名において関係方面に要請を行うことになり議会は開催されていないがこの促進については要望決議を行っていることであり議長の了解も得ているので委員会において要請書を認めた上、上京運動することにしたい旨を述べ、要望書について開発調査課長より説明

を聴取の後、要望書についてこれを認め、三者により要望を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員は各会派より一名とし、新川（社）岩田（自民）朝日（協ク）各委員に決定、十九、二十日に動けるよう十九日午前中に態勢を整えるようにすることとした。新川委員より寒地立法等の問題については国会が正常とならなければ対処するにも困るのではないかということについて意見があり、委員長より、その時の事情で動くことにしたい旨を述べ、各委員これを了承、委員長より、開発予算関係については国会等の関係で複雑になつているが状況変化に対する委員派遣等も考えられるがこの点についてどう考えるかについて諮り、正副委員長に一任と決した。





全国都道府県議会議長会

○十一月二十四日 東京都議会第四委員会室において第四十五回地方制度調査委員会開催、まず正副委員長の選任について、選考委員会を設けて協議を行い、委員長に鹿兒島県議長、副委員長に茨城県、京都府、静岡県各議長を選任、ついで愛知県議長より地方六団体財政確立対策協議会の経過について説明があり、本協議会の本会代表三人のうち一人には茨城県議長を推すことに決定した。ついで協議に入り、まず国の地方制度調査会財政部会で作成した「地方財政に関する当面の措置についての答申案」について、この原案は、地方側の意見をほとんど全部とり入れてあるので、このまま了承することに決定、また先般大蔵省より発表された地方財政に関する見解は、根本的に地方自治体を無視するものであるので、この際絶対反対の意思を表明する必要があるとの意見があり、全員これに賛成し、「地方税財政に関する大蔵省の見解に反対する意見(案)」を可決、二十五日開催の幹事会に提出することとした。ついで第三十七回定例会において検討を付託された公職選挙法中改正事項については、十一名よりなる小委員会を設けて引きつづき検討することに決定した。

○十一月二十五日 東京都議会第四委員会室において幹事会を開催、諸般の報告があつた後協議に入り、まず第三十七回定例会議決事項の処理については会議終了後要望実行運動を行うことに決定、地方税財政に関する大蔵省の見解に反対する意見については昨日地方制度調査委員会が作成した意見案をそのまま本会の意見とし、大蔵大臣に対し強く反対意思を表明することとした。又本会副会長問題については幹事会においてなお引続き検討することとした外、都道府県議会議長の徽章統一問題及び自治功労者の表彰追加について協議した。

全国都道府県議会議事務局長会

○十一月七、八の両日 東京都議会において開催、まず北海道、宮城、山梨の三新任事務局長の紹介、全議局長より諸般の報告があり、西沢衆議院法制局長より「第二十九回特別国会及び第三十回臨時国会における議事運営上の問題点」と題しての講演を聴取の後、議会運営上の問題及び都道府県議会議員徽章の統一について研究協議した。

北海道東北六県議会議事務局長連絡協議会

○十一月二十六、二十七の両日 秋田県において臨時事務打合会を開催、標準都道府県議会議規則及び同委員会条例に対する問題点並びに標準都道府県議会議傍聴規則(参与会第一次試案)について研究協議した。

七	学校教育法等の一部を改正する法律案	審査未了		
八	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	同		
九	社会教育法等の一部を改正する法律案	同		
一〇	国民健康保険法案	同		
一一	国民健康保険法施行法案	同		
一二	臨時生鮮食糧品卸売市場対策調査会設置法案	同		
一三	鉱山保安法の一部を改正する法律	一一、二四二、一一二		一七五
一四	鉱業法の一部を改正する法律	一一、二四二、一一二		一七四
一五	海上運送法の一部を改正する法律案	審査未了		
一六	小型船海運組合等の助成のための関係法律の整備に関する法律	一〇、三〇二、一一一		一七一
一七	郵政省設置法の一部を改正する法律案	審査未了		
一八	放送法の一部を改正する法律案	同		
一九	最低賃金法案	同		
二〇	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案	同		
二一	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	同		
二二	公職選挙法の一部を改正する法律案	同		

二三	新市町村建設促進法の一部を改正する法律案	一一、二四二、一一二		一七二
二四	風俗営業取締法の一部を改正する法律案	審査未了		
二五	軽機械の輸出の振興に関する法律案	同		
二六	輸出入取引法の一部を改正する法律案	同		
二七	警察官職務執行法の一部を改正する法律案	同		
二八	公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	同		
二九	河川法の一部を改正する法律	一一、二四二、一一二		一七三
三〇	首都圏の既成市街における工業等の制限に関する法律案	審査未了		
三一	公共用水域の水質の保全に関する法律案	同		
三二	工業排水等の規制に関する法律案	同		
三三	司法試験法の一部を改正する法律案	同		
三四	小売商業特別措置法案	同		
三五	賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案	同		
三六	産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案	同		
三七	蚕糸価格の安定に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	同		
三八	昭和三十三年九月の水害による公立の小中学校及び中学校の施設の災害復旧に要する経費についての国の負担に関する特別措置法案	同		

衆議院議員提出の部

三九	昭和三十三年七月、八月及び九月の暴風雨及び暴風雨による被害農家に對する米穀の充渡の特例に關する法律案	審査未了		
四〇	農林水産業施設災害復旧事業國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律案	同		
四一	住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設促進法の一部を改正する法律案	同		

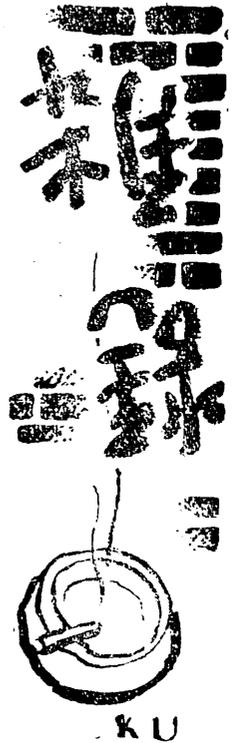
提出番号	法律案名	成立	公布	
			月日	法律番号
一	最低賃金法案（勝間田清一君外十六名）	議決不要 （一一、一）		
二	家内労働法案（勝間田清一君外十六名）	議決不要 （一一、一）		
三	水質汚濁防止法案（赤路支蔵外君四十六名）	審査未了		
四	商業調整法案（水谷長三郎君外二十三名）	同		
五	中小企業の産業分野の確保に關する法律案（水谷長三郎君外二十三名）	同		
六	官公需の中小企業に對する発注の確保に關する法律案（水谷長三郎君外二十三名）	同		
七	百貨店法の一部を改正する法律案（水谷長三郎君外二十三名）	同		
八	国民年金法案（八木一男君外十四名）	未付託		
九	農家負債整理資金融通特別措置法案（芳賀貢君外十一名）	審査未了		
一〇	寒冷地畑作農業振興臨時措置法案（芳賀貢君外十八名）	同		

参議院議員提出の部

一一	公職選挙法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外六名）	同		
一二	政治資金規正法の一部を改正する法律案（島上善五郎君外六名）	同		
一三	昭和三十三年七月、八月及び九月の風水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に關する法律案（門司亮君外十名）	同		

衆議院議員提出の部
繼續審査法律案の部（第二十九特別国会提出）

提出番号	法律案名	成立	公布	
			月日	法律番号
一	産業教育振興法の一部を改正する法律案（秋山長造君外二名）	審査未了		
二	公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（藤田藤太郎君外六名）	同		
三	学校教育法等の一部を改正する法律案（松永忠二君外二名）	同		
四	国家公務員に對する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律の一部を改正する法律案（千葉信君外六名）	同		
五	恩給法第十一條第一項等の金庫機關を定める法律案（田畑金光君外十名）	同		
六	公立の高等学校の夜間課程の教職員に對する夜間勤務手当の支給に關する法律案（湯山勇君外三名）	同		
提出番号	法律案名	成立	公布	
一	国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に關する法律案（山崎始男君外三名）	審査未了		



常任委員会条例の改正 (法一〇九)

(昭和二五、二、一 自連行発第八号)
青森県総務部長宛 行政課長回答

問 常任委員会条例の一部改正を行い、六の常任委員会を一〇に、委員会の構成員二〇人以内を一〇人以内に変更して構成員の改選を行った場合(委員の任期については条例に何らの規定がない)。

一 新委員の選任とともに旧委員は当然に委員としての身分を失うものであるか。

地方行政疑義問答集

二 第九九条の規定により条例に特別の定がある場合を除く外議員の任期中に在任するから、旧委員の辞職を前提として新委員の選任がなされなければならぬか。

常任委員会について

答一 常任委員会条例改正条例が適法な議決によつて公布されたものであるかぎり、常任委員会の設置に関する全面的改正と解され、かつ、改正条例では旧常任委員の身分について何らの経過措置を講じていないから、改正条例の施行とともに旧常任委員会は消滅し、その委員は身分を失つたものと解される。

二 一により承知されたい。

(1) 常任委員会の構成

会期の始め (法一〇九)

(昭和二二、八、八 地発乙第五五六号)
各都道府県知事宛 地方局長 通達

「会期の始め」とは、常任委員の選挙を必要とするに至つた後に招集された「会期の始め」の意味である。すなわち、総選挙後初めて招集された議会又は閉会中に欠員を生じその後招集された議会の「会期の始め」の意味である。「会期の始め」というが第一日とは限らない。

常任委員の選任 (法一〇九)

(昭和二七、一一、一五 自行政発第一三四号)
宮城県総務部長宛 行政課長 回答

問一 常任委員の選任に当り、議会の多数議決によつて各議員から希望意見により、投票によつて詮衡委員(七人)を選び、その詮衡によつて四部門の委員を選任したのであるが、希望意見は当日の議会で欠席(又は退席)した議員からとる必要はないと解してよいか。

二 欠席(又は退席)した議員から希望意見をとらずに決定した委員は無効ではないと解するかどうか。

三 退席議員から二の理由により委員の選任について異議の申立が議会に提出されたのであるが、第七十六條第四項により措置する必要があるかどうか。

四 議会の議決により適法に選任された常任委員会の副委員長は自己の意思に

そわないとの理由をもつて、一方的にその職を辞退することができるか。

答一 設問の趣旨が必ずしも明らかでないが、選任方法についてこれを議決により決定し、それに基づいて設問の方法により選任した場合であればお見込のとお

り。

二 お見込のとおり。

三 必要はない。

四 選任方法については、一により承認されたいが、理由が正当であれば辞退

できる。

常任委員の選任と議長の表決権 (法一〇九、一一六)

(昭和二七、五、一六
高知県議会議長宛 行政課長電信回答)

問 法第百九条第二項により常任委員を選任する場合、選任の方法を投票による

ときは、議長は投票権があるか。

答 議長は、常任委員選任の議決については、表決権を有しない。

常任委員の選任を議長が指名すること (法一〇九)

(昭和二八、三、一三 自行行発第四七号)
青森県、東京事務所長宛 行政課長回答)

問一 常任委員会条例で「常任委員の選任は議長の指名による」旨の規定を設け、

常任委員の選任を議長の専権とすることができるか。

二 一がさしつかえないとする場合は、常任委員が欠員のとき議長は何時でも指名して常任委員を選任してさしつかえないか。

答一 法律上は可能であると解されるが、第一〇九条第二項の文言の趣旨からも適当でないと解する。

二 一により承知された。

常任委員の改選 (法一〇九)

(昭和三二、五、一一 自行行発第六四号)
北海道総務部長宛 行政課長回答)

問一 議員の任期中常任委員の辞任はできないとした趣旨からして委員の任期中

において、委員の改選を改めて行う場合は、全委員が委員会の所属を変更するという手続(委員会条例に、議長は、委員の申し出があるときは、議会にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる規定がある。)によらなければならないと解してよいか。

二 町村合併により議員三十名の定数を三十六名に増員し、編入合併地区に選挙区を設け、六名の議員増員選挙を行った場合の措置として、

1 委員会条例を改正し、四常任委員会のうち、三委員会の委員の定数を七名からそれぞれ九名に改めた場合、自治法改正後の今日においても次の行政実例は適用されるか。

行政実例(昭和二八、八、五自行行発第二四八号石川県総務部長宛行政課長回答)中「二、委員会所属の委員数のみ変更の場合については、委員の改選を要するものと考えられる。」

2 適用されるとすれば旧委員の辞任の手続を要するか。若しくは条例改正と同時にその職を失い新たに選任することになるか。

3 この場合の委員の任期の起算は、改正条例の公布の日か、若しくは新たに委員に選任された日か。

答一 お見込のとおり。

二 設問の場合においては、委員の改選を要しない。

委員会条例の改正 (法一〇九)

(昭和二八、八、五 自行行発第二四八号)
石川県総務部長宛 行政課長回答)

問 左記のような常任委員会条例の改正を行った場合、委員会の一体性が変更されたものと解され、委員の改選を要するか。また、改選するまでの旧委員の身

分はどうなるか。

- 一 委員会の名称のみの変更の場合(新しい名称の常任委員会が旧名称の常任委員会の所掌事務を、それぞれ対応して継承することが明らかである場合)
 - 二 委員会所属の委員数のみ変更の場合
 - 三 選任方法のみ変更の場合
- 答一については、改選を要しない。

二及び三については、委員の改選を要するものと考えられるが、特に三については、経過規定を設けて処置することが適当であらう。

常任委員会の名称及び所管事項の一部変更に伴い委員定数が改正された場合の新旧委員会の同一性の有無 (法一〇九)

(福岡 昭和二九、一〇、二五判決)

委員会の名称及び所管事項の一部変更に伴い委員定数が全面的に改正された場合においては新旧委員会は、その同一性を失い新委員の選任と同時に四委員の資格は、当然消滅するものと解するのが相当である。

委員の選挙 (法一〇九)

(昭和二九、四、五 自丁行発第三三三号)
(徳島県総務部長宛 行政課長回答)

問 任期の定めない議会常任委員会条例を任期二カ年と改正し、就任中の委員の任期は改正条例公布の日をもつてその資格を失うとした。この場合公布以前に行つた委員選挙の効力について

- 一 本条例公布の日に就任すべき委員として選挙した場合
 - 二 単に選挙した場合
- 答一、二の選挙はいずれも無効と解する。

常任委員長の選任又は辞任

(昭和二八、一一、五 自丁行発第三〇四号)
(群馬県議会事務局局長宛 行政課長電信回答)

問 当県の議会の委員会条例によると「正副委員長は、委員の互選とする」とある。

- 一 法第九九条第六項(注)現行法では第五項の規定により、閉会中正副委員長は、委員長の選任だけをなすような議決をすることができぬか。
- 二 辞職について特別の定めがない場合、正副委員長の辞任についての決定機関は委員会であるか。
- 三 右の場合、閉会中は、委員会が議会の議決により特に付議された事件(注)現行法では「付議された特定の事件」について活動してはいない限り、解任できないか。

答一 できない。

二 お見込のとおりと解するのが適当である。

三 お見込のとおり。

常任委員の解任規定を設けること (法一〇九)

(昭和二三、四、一 大阪府総務部長宛 自治課長回答)

問 市会において選挙した常任委員長を解任する権限を市会に与える規定を設けることはさしつかえないか。

答 常任委員長解任の権限を市会に与える規定を設けることは違法でないが、常任委員会制度採用の本旨にかんがみ、適当でない。

委員全員の辞職と付託議案 (法一〇九)

(昭和二九、六、九 自丁行発第五七号)
(兵庫県総務部長宛 行政課長回答)

問 議会閉会中もお常任委員会において審査を継続することを議決した後、当

該常任委員会委員全員が辞職した。この場合継続して審議することを付託された議案は自然消滅するものと解すべきか。なお、常任委員会委員の任期については、特別の定をしていない。
答 議案は自然消滅とはならない。

常任委員会副委員長長の辞職手続 (法一〇九)

(昭和二八、七、一一) 平塚市議会事務局長宛 行政課長電信回答

問 議会常任委員会副委員長から一身上の都合により辞職願が出たが条例規則がない場合議会の承認がなければ辞職できないか。その手続を詳細に御教授願いたい。選任は議会の選挙によつたものである。
答 設問の場合は、議会の承認を得て辞職する扱いとするのが適当である。

常任委員長の解任 (法一〇九)

(昭和二八、一、七) 熊本県総務部長宛 行政課長回答

問 常任委員長は、条例に何ら任期の規定がない場合は無期限(常任委員会の存続する間へ又は常任委員である間)に存在するものと解すべきか。この場合、何時でも選任者(本市の場合は常任委員会)において解任することができるものと解すべきか。
答 常任委員会の委員長長の辞職の手続について、常任委員会条例又は会議規則に規定がある場合においては、当該手続によるのが適当である。

常任委員長等の辞職手続 (法一〇九)

(昭和二九、一一、一三) 自丁行発第二一二号
福島県総務部長宛 行政課長 回答

当市常任委員会条例によると「委員は、議長が議会にはかつて選任する。」委員

員長、副委員長は、委員の互選により定める。」とあり委員長以下委員の辞任に関する規定はない。

問一 正副委員長、委員が辞任する場合に、だれにあてて辞表を提出すべきか。
二 議会閉会中(議会の議決により委員会に対し特に付議した事件(注)現行法では「付議された特定の事件」がない。)正副委員長又は委員は辞任できるか。

答一 設問の場合には、正副委員長の職のみを辞任するときは、委員長は副委員長あてに、副委員長は委員長あてに辞表を提出し委員会の承認を得て辞任することとし、委員を辞職するときは、議長あてに辞表を提出し議会の承認を得て辞職する扱とするのが適当である。
二 できない。

常任委員長の辞任又は選任手続 (法一〇九)

(昭和三一、七、一〇) 自丁行発第一一〇号
新潟県総務部長宛 行政課長 回答

問 当市議会の委員会条例によると
「委員長及び副委員長は委員会において互選する。」
「委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならぬ。」
「委員会は、委員長が招集する。」
「委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長が委員長の職務を行う、委員長及び副委員長にともに事故あるときは年長の委員が委員長の職務を行う」とある。この場合
一 議会閉会中常任委員長から副委員長宛辞表が出たが(法第九九条第五項により委員会に付議された特定の事件はない)委員会は議会閉会中はこれを許可することができないと思うがどうか。
二 委員長辞任の件を審議するための委員会は、副委員長名をもつて招集すべきか又は委員長名をもつて招集し、副委員長が職務を代行すべきであるか。
三 委員会が委員長の辞任を許可した直後、副委員長から年長委員宛辞表を提出した場合は、副委員長の辞任を先議とすべきか、又は委員長の選任を先議すべきか。

きか。

答一 設問の条例の規定のみにより判断すれば法第九十九条第五項の規定による閉会中の審査中であれば閉会中許可をすることもさしつかえない。

二 後段お見込のとおり。

三 委員長の選任を先議すべきである。

懲罰常任委員会の設置 (法一〇九)

(昭和二四、六、二七 自連発第四〇号)
(福岡県議会議長宛 連絡行政部長回答)

「北海道議会時報」第十卷第五号に掲載

常任委員の任期 (法一〇九)

(昭和三〇、四、四 行政課決定)

問 常任委員会に關する条例中に「常任委員の任期は、一年とする。補欠により選任された常任委員は、前任者の残任期間在任する」旨の規定がある場合において、常任委員が総辞職したとき、あらたに選任された委員は、前任委員の残任期間在職すると解すべきか、又は選任されたときからあらたに任期が始まると解すべきか。

答 後段お見込のとおり。

常任委員の定数削減による任期満了前の失職 (法一〇九)

(青森 昭和二五、六、一五判決)

常任委員の任期につき条例中に特別の定めがなく、したがってその任期は議員としての任期と同一とされている場合(地方自治法第九十九条第二項参照)右任期の満了前に、現行の条例で定められた常任委員の定数を削減する条例を制定し、

その結果一部常任委員の地位を失わせても必ずしも違法の措置とはいい得ない。

常任委員の定数のあり方 (法一〇九)

(昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号)
(各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)

問 常任委員会の定数は条例中に明確に規定しておく方がよいか、または規定しなくてもよいか。

答 委員の定数は明確に規定すべきである。なお、この場合各委員会の委員の定数の合計は議員定数と一致すべきものと解する。

議長及び副議長と常任委員の關係 (法一〇九)

(昭和三一、九、二八 自丁行発第八二号)
(各都道府県総務部長宛 行政課長通知のうち)

問 議長及び副議長も常任委員とならなければならぬか。

答 お見込のとおりであるが、議長については、一たん常任委員となつた後議会の同意を得て辞退することは特に必要がある場合においてはやむを得ないものと解する。

常任委員会に学識経験者を加えること (法一〇九)

(昭和二二、五、二九 各都道府県知事宛 地方局長通知)

問 常任委員会に学識経験者を加え、あらかじめその定数任期を定め且つ常任委員とともにその委員会の総括事項を審議させることができるか。

答 常任委員会は、議員のみをもつてこれを構成すべきである。

委員会に専門員を置くこと (法一〇九)

(昭和二六、五、三一 地自行発第一四五号)
福岡県議会議事務局長宛 行政課長回答)

問一 別記抜すい事項は条例案として適法か。

二 第一項を「……議長の同意を得て書記のうちから専門員を置くことができる」と改めた場合はどうか。

三 前項の専門員を書記のうちから任命した場合、第二項の「意見を述べる」ことは、第一三八条第七項の「庶務に従事する」との関係でどうか。

(別記条例案按すい)

第二十三条 委員会に所管事務調査のため議長の同意を得て専門員を置くことができる。

二 前項の専門員は当該委員会において意見を述べることができる。

答 所問の専門員は、置くことができない。なお、書記をして實際上委員会の事務の調査を行わせることはさしつかえない。

臨時会の付議事件と常任委員長の選挙 (法一〇二)

(昭和二八、七、七 自行行発二三三号)
三島市議会議事務局長宛 行政課長回答)

問 臨時会で告示事件以外に、正副常任委員長が欠員につき議員から「正副常任委員長の選挙を行うべし」との動議があり成立した場合、該選挙を執行してさしつかえないか。

答 お見込のとおり。

臨時会における会議規則、委員会条例の制定改廃 (法一〇二)

(昭和三二、八、二〇 自行行発第一四三三号)
岡山県議会議事務局長宛 行政課長回答)

問一 会議規則改廃、委員会条例の制定改廃については、予め告示がなくとも又

急施事件でなくても付議案件に関連のある事件として議題となしうるか。

二 前項委員会条例の制定改廃が委員会の数の増減又は所管事項の変更等委員の選任を要する内容を含むものである場合は委員会条例の制定改廃に関連ある事件として、委員の選任、委員長、副委員長の選任(更にこれが議長、副議長の改選を必要とする状態のときはこれを含む)は予め付議すべき事件として告示しなくても、選任(選挙)をしてもよいか。

答一 お見込のとおり。

二 1により承知されたい。

(2) 常任委員会の権限

委員会の職権の範囲 (法一〇九)

(昭和二二、八、八 地発乙第五五六号)
各都道府県知事宛 地方局長通達)

問 法第百九条第四項(注1現行法では第三項)の職権の範囲は、当該部門に属するすべての事項に及ぶか。また、条例をもつてその一部を制限し又は拘束することができるか。

答 前段お見込のとおり。後段、条例で制限することはできないが、同条第三項の規定により各常任委員会の種類及び権限を明確に規定すべきである。

常任委員会の審査権 (法一〇九)

(昭和二六、九、三 地自行発第一二六〇号)
戸畑市議会議事務局長宛 行政課長回答)

問 常任委員は陳情の審査をする旨法第百九条第四項(注1現行法では第三項)に規定されているが、議会における陳情の取扱には明文がないので、陳情の審査に限り常任委員は閉会中も審査できるか。

答 議会の議決により特に付議されない限り、閉会中は審査できない。

常任委員会の調査権 (法一〇九)

(昭和二四、二、二一 自発第一八七号)
高知県議会事務局長宛 自治課長回答)

問一 常任委員会の開かれているときに、委員が調査のために常任委員会の総意でなくして、執行機関に書類等の資料の提出を求めることが出来るか。

すなわち委員個人の自由意思で調査権の行使ができるかどうか。

2 第一〇九条第四項(注)現行法では第三項の意味は、常任委員会の決議を経てはじめて調査をおこないうるの意味であるか。

3 常任委員会が開かれていないとき、すなわち閉会中といえども議員個人としてあるいは委員個人として、調査をおこなう権能があるかどうか。

二 議員個人が議員としての職責を果すための個人的調査権限。

答一 できない。

2 お見込のとおり。

3 権能はない。

二 議会の意思と関係なく議員個人として調査する権能はない。

常任委員会の審査事項の範囲 (法一〇九)

(昭和二七、四、一六 地自行発第二〇七号)
新潟県総務部長宛 行政課長 回答)

問 村長提案の旅費の支給条例中一部改正に関する件が村議会において総務委員会に付託されたが、その審査の過程において、選挙管理委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人の「日当」を原案より更に増額修正することになったため、議会の議員及び監査委員の「日当」はこれより低額になり不均衡となつたので、議会の議員及び監査委員も右にならつて増額しようとする場合、次の二説のいずれが正しいか。

一 付託事項についてのみ修正又は可否を審査する。

二 議案の表題が一部改正であるからたとえ原案になくても、条例が不合理となつた場合には、それについても改正を加え得る。

答 常任委員会に付託の際に、付議された設問の条例案の改正事項についてのみの審査に限る旨が特に明示されていない限り、改正事項以外のものについても審査することができるかと解する。

常任委員会の事務調査 (法一〇九)

(昭和二二、八、一八 鳥取県総務部長宛 行政課長回答)

問 法第九十九条第三項に定めてある常任委員会の「事務に関する調査」とは、議案、陳情等を審査するための事務の調査で一般的な事務の調査権を認めたものでないと解し、従つて同条第五項の規定により特に議決がない場合は、議会閉会中は議案の審査は勿論事務の調査をもし得ないものと解するかどうか。

答 法第九十九条第三項の調査は、条例案その他の議案の立案のための調査で同条第五項の審査には、第三項の調査を含む。但し第五項の場合においては、議会の議決がないときは、お見込のとおり。

議会常任委員会の権限 (法一〇九)

(昭和二四、七、二二 鹿白鹿第三号)
鹿児島県議会事務局長宛 行政課長回答)

問一 教育委員会所管の事項に関して教育常任委員会は、議会の予算及び条例の議決を通じてのみ関与できるものであるか。

二 町村立高校を県立に移管する場合どの程度関与できるか。

三 教育職員の人員整理その他の予算に重大な影響をおよぼす事項についてはどの程度関与できるか。

答一 教育委員会の所管事項で、議会の権限にかかわるものについては、関与することができる。

二 当該学校の移管が、自治法第九十六条第一項第七号、第八号に該当する場合においては、教育委員会法第四十八条第二項の協議に先き立ちこれに関与

することができらる。

三 県の予算に重大な影響をおよぼす事項といえども、法令に別段の定がない限り、議会の権限に属する範囲内においてはこれに関与することができる。

常任委員会の運営 (法一〇九)

(昭和二五、五、一二一 自連行発第五七号)
柏崎市議会事務局長宛 行政課長回答

問一 常任委員会が行うことのできる普通地方公共団体の事務の調査の範囲は、固有事務、行政事務、委任事務全般を包括すると解すべきか。委任事務には及ばないと解すべきか。

二 常任委員会は、第一〇九条第六項(註)現行法では第五項)の規定による以外は、反面解釈として、議会閉会中は一切その活動を停止すべきか。

右はあまりにも狭い解釈であり、議会に提案された議案についての規定であつて、委員の自主的な会合、審議はさしつかえないと解すべきか。

三 会議規則に規定すれば、議長は、議会に提出された議案を議会の議決によらないで、国会の場合のように議長が直接適當の常任委員会に審査を付託することができるか。

四 執行機関において次の議案に提案することに決定している条例案、予算案を議会閉会中(閉会中)に担任の常任委員会を招集(招集は委員長名でするが、執行機関の要請による。)して、その意見により原案を議会に提出する。あるいは当然に条例の改廢、認定、予算計上の必要のある事件について委員会にはかつて原案を作成し、次の議案に提案するというようなことは、適法でないとは解するかどうか。

五 議会の議決を経て執行の段階に入った事件について執行機関側から常任委員会にはかられた場合、委員会として「このように執行されたい」という程度に執行の面にタッチ(予算の執行に関連する。)していくことはさしつかえないと解するかどうか。

答一 前段お見込のとおり。

二 前段、お見込のとおり。後段、事実上の自主的会合、審議はさしつかえない

いが、この場合においては、法律上の効果を伴うものではなく、また費用弁償の支給はできない。

三 できるものと解するが、議会の議決により付託する取扱とするのが適當である。

四 お見込のとおり。

五 常任委員会が執行面にタッチすることはできない。

常任委員会の運営 (法一〇九)

(昭和二六、一〇、一〇 地自行発第三一五号)
北信四県市議会事務局協議会会長宛 行政課長回答

問一 1 常任委員会の所管事務の調査については議会の議決を必要とせず、審査については議会の議決を必要とするかと解してよいか。

2 常任委員の所管事務の範囲。次のように委員会条例に規定すれば、どんな事件をも調査し又は審査することができるか。

「議長の承認を受けた事件について調査又は審査を行うことができる」

二 地方議会の委員会ほどの程度において公開の原則によるべきか。

三 常任委員会は、調査するに当り、書面による調査の外、実地について調査することができるか。なお、調査権の範囲。

四 1 本会議に上程され審議中の議案又は委員会に付託となつた議案で委員会において審議中のものについて、提案者から議案の修正、撤回若しくは変更の申立があつた場合、会議規則に何らの規定がないときは不可能と解するかどうか。会議規則にこれに関する規定がなくても議会の承認を得れば可能か。

2 議題に供されない以前ならば、通知をもつて撤回することができるか。

3 長の発議案は、以上の制約を受けず、単に通知すれば撤回、修正変更が可能か。

答一 1 前段、お見込のとおり。後段、議案、陳情等が委員会の審査に付議されれば当然に審査しうる。

2 前段の事務の範囲は、委員会条例の定めるところによるべきである。な

お、会議規則の有無にかかわらず、委員会は、所管事務とされた範囲において、調査権及び付議された議案、陳情等の審査権を有する。

二 会議公開の原則は当然には委員会に適用されないが、委員会においても、委員長の許可を得て傍聴することができる等の取扱をすることはさしつかえない。

三 前段、書面検査及び実地監査にわたらない限り、当該市町村の事務に関する調査については、お見込のとおり。

後段、当該市町村の事務に関して付託された事件に関するのみならず、広くその所管事務に関して、調査する権限を有する。なお、前段により承知された。

四 1 後段お見込のとおり。

2 1 により承知された。

3 長の発議案であっても議会が承認したときは撤回できるものと解するが、改訂(修正、変更)についても同様の取扱によりなしうる。

常任委員会の設置 (法一〇九)

(昭和二六、六、一 地自発第一四八号)
札幌市議会事務局長宛 行政課長回答

問 1 常任委員会について、その所管事項を議会及び図書室の運営並びに議会議務局に関する事項とすることは、さしつかえないか。

2 前項がさしつかえないとしたならば、議長の諮問又は要請あるいは議会の付託によつて、審査又は調査をし、その結果をそれぞれ報告することができるか。

二 常任委員会として地方議会に予算及び決算委員会を設けることの可否

答 1 さしつかえない。

2 会議規則及び常任委員会条例の定めるところによるべきである。

二 当該地方公共団体の実情に応じ考慮されるべきものと解する。

会議規則第一四条 (法一〇九、一二〇)

(昭和二七、一〇、七 自行発第七一号)
宇和島市議会事務局長宛 行政課長回答

問 都道府県議会会議規則第十四条にいうところの付託された事件の外の委員会の調査活動は、閉会中の活動をいうものであるか。

答 法第九十九条第六項(注II 現行法では第五項)の規定により議会の議決により特に付議された事件に関するものでない限り、設問の調査活動を閉会中に行うことはできない。なお、設問の会議規則第十四条の規定は、閉会中の活動について規定するものではなく、開会中常任委員会が法第九十九条第四項(注II 現行法では第三項)により自発的にその部門に属する当該地方公共団体の事務について調査しようとする場合の手続について規定したものである。

常任委員会の活動能力 (法一〇九)

(昭和二二、八、八 地発乙第五五六号)
各都道府県知事宛 地方局長通達

問 法第九十九条第六項(注II 現行法では第五項)の規定の反面解釈上、常任委員会は議会開会中のみ行使するのを原則とすることと解すべきか。

答 常任委員会は、議会開会中は、もちろんその部門に属する議案、陳情等を審査するのであつて、法第九十九条第六項は、議会の閉会中は、議会の一級の機関は本来活動を停止するのであるが、常任委員会は特に活動能力があることを規定したものである。

閉会中の活動 (法一〇九)

(昭和二七、一〇、七 自行発第七六号)
宮崎県総務部長宛 行政課長回答

問 1 常任委員会が閉会中も審査活動をするためには、付議された特定事件につ

き特に閉会中も審査させる旨の議決があわせてなされなければならないか。
二 会議規則に次のような規定があるときは、委員会は閉会中でも付託された案件のほか、議長の承認のみをもつて会議を開いて調査その他の活動を行うことができるか。

会議規則第十四条 委員会は委員会に付託された事件の外、議長の承認を以てした事件について調査することができる。

三 右の会議規則の下で議決が委員会に対して特に閉会中の審査の付託をなすに、議長の承認を経れば、その承認にかかる事件について委員会は閉会中も会議を開いて調査することができる旨の議決をあらかじめ議決がすることによつて、委員会は閉会中も議長の承認を経て、承認にかかる事件について調査することができるか。

四 右の議長の承認のみをもつて閉会中開いた委員会の会議に出席した議員に費用弁償を支給することができるか。

五 議会において常任又は特別委員会のいずれでもない委員会を設置し、その委員会に出席した議員に対して費用弁償を支給することができるか。

答一 お見込のとおり。

二 できない。なお、委員会が閉会中も活動しうるためには、付託された事件でも特に閉会中の審査をさせる旨の議決があわせてなされなければならない。

三 できないと解する。
四 できないと解する。
五 できないと解する。

教育委員会と議会の教育委員会との関係 (法一〇九)

(昭和二三、一二、二五 自発第一二四八号)
石川県総務部長宛 自治課長 回答

問一 地方教育委員会と議会教育常任委員会との関係について。

二 石川県議会では、教育常任委員会を廃止し教育特別委員会を設けたが、この点について。

答一 教育委員会は市町村の執行機関であり、議会教育常任委員会との関係は、

一般の執行機関と議会の関係と異なるところがない。そして、委員会は、教育委員会法その他法令によりその権限にかかる教育事務を管理及び執行し、議会教育常任委員会は、たとえば教育予算の審議等、地方自治法その他の法令によりその権限にかかわる事項を処理する。

二 教育特別委員会は、原則としてはその活動を会期中に限るのであつて、閉会中の活動も議会の議決による限りすることができるが、特別委員会は性質上恒久性を有しないものである。

条例の規定方法 (法一〇九)

(昭和二三、五、二九 各都道府県知事宛 地方局長通達)

問 委員会条例には、委員会に関する基本事項を規定するにとどめ、その他の事項は、議会の会議規則に規定しているところの委員及び委員会の規定を適用してよいか。

答 従来議事会における委員会は、地方自治法による常任及び特別委員会制度の採用とともに廃止すべきものであり、従つて従来議事会中の委員及び委員会に関する規定もまた整理すべきである。委員会条例には委員会に関する重要事項のみにとどめ、委員会の議事手続等については、条例の委任により議会の会議規則又は委員会の規定中に定めさせるようにしてさしつかえない。

条件付専決委任 (法一〇九)

(昭和二三、一一、二九 地充乙第八八五号)
各都道府県知事宛 地方局長 通知

問 議会において知事が専決処分することのできる軽易な事項を議決するとき、

その事前に常任委員会の審査を受けなければならないことを条件としたときは、別にこれに關し特別の議決をしなくても法第九條第五項の特に付議された事件(注)現行法では付議された特定の事件)として、議会閉会中委員会

審議してよいか。

答 右のような条件を付した専決事項の委任は違法である。また法第九十九条第五項の議会の議決により特に付議された事件とは、具体的に指定して議決された事件を意味し、右のような議決は、同項の議決に該当しない。

(3) 常任委員会の運営

委員会の運営 (少数意見留保制度の可否) (法一〇九)

(昭和二六、五、二 地行発第二二〇号)
大阪市議会事務局長宛 行政課長回答

問 委員会において原案反対意見であつて、それが少数意見として留保されなかつたのに(保留して少数意見報告をなすうするためには、賛成者二人以上等の要件を規定している都市が多い)、その留保されなかつた少数意見者が本会議における討論に参加して発言(反対討論)することは、委員会制度並びに少数意見留保制度を認めている以上、不可であるとの見解をもち実際の運営においてもそれを許していない一都市がある。これに対して他の五都市は、委員会において留保されなかつた少数意見者であつても、その者が本会議における討論に参加して発言することを禁止しうる法的根拠はなく、それを許さないことの方がむしろ不当であるとの見解をもち、実際の運営においても許している。

右両者に対する御意見を承りたい。
答 後段によるのが適当であると解するが、なお、会議規則又は委員会条例の定めるところによるべきである。

委員会における議決 (法一〇九)

(昭和二五、六、八 自行発第九三三号)
名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答

問 特別議決を要する議案が委員会に付託された場合、その委員会の議決は過半

数で良いか。

答 会議規則に特別の定がない限り、お見込のとおり。

常任委員会と議案提出権 (法一〇九、一一二)

(昭和二四、二、七 九州各市議会事務局長会会長)
鹿児島市議会事務局長宛 自治課長回答

問一 議案の提出は議員にあるが、常任委員会として提出はできないものか。衆議院規則第四十二条には、常任委員会の議案提出を認めているようである。

二 これについて、常任委員会には発案権なしというものと、議員である常任委員の発案権を総括委任した形において可とする論がある。

三 可とする場合は会議規則で決めてよいか。また、提案者は、委員会名か、委員長名か、連名か。

答 常任委員会に当然に発案権があるということではできない。常任委員会において委員長をもつて提出者とする旨を議決した場合には、委員長をもつて当該議案の提出者となることができることは会議規則の規定の有無にかかわるものではない。衆議院規則第四十二条の規定は、国会法第五十六条第一項の議員発案権の外に特に委員会の発案権を認めたと解すべきものではなく、常任委員会において審議し発案することに決定した法律案の提出者を委員会の代表者たる委員長としたものにすぎない。地方議会においても、このような場合の議案提出手続を明確にするために、会議規則に規定を置くことはもとより妨げないが、そのために第一一二条に規定する議員の議案提出権を侵すような議会運営がなされてはならない。

常任委員会に関する条例の発案権

(昭和二八、八、八 地発乙第五五六号)
各都道府県知事宛 地方局長通達

「北海道議会時報」第一〇巻第七号に掲載

委員会における議長の発言内容 (法一〇五)

(昭和二七、六、二一 地自行発第一八一号)
山口市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 法第一百五条は委員会において議長が発言できることを認めているが、この発言というものは、議題に対する発言を認めたものでなく、委員会運営の過程において議会全般からみて議長として発言の必要を認めるとき等に限られ、議案に対し発言する場合は、一般議員と同様な取扱をしなければならないと解するかどうか。

答 議長の発言事項に関しては、何ら制限がないので、単に議長として議事整理権、議事事務統理権等の立場からのみでなく、議事の内容に立ち入って質疑し、意見を陳述することもさしつかえない。但し、議決に加わることのできないことはもちろんであるから念のため。

常任委員長不信任の措置について (法一〇九)

(昭和二八、二、二〇 自行行発第三五号)
青森県議会事務局長 自治庁行政課長回答)

問 本県委員会条例第九条第二項に「委員長及び副委員長は各々その委員の中から互選する」とあり、事実互選したものであるが、土木常任委員長は無届のまま長期に亘つて県外旅行をしているので緊急委員会開会等の際にも消息不明のまま欠席している。これに対し、委員会の空気は職務怠慢の故を以つて罷免し、或いは不信任案を可決し、これに代わる委員長を互選せんとする意向も見向けられる。自治法及び本県会議規則には常任委員長の罷免又は不信任案可決の効力に関する何等の条項も見当らずもとより罷免又は不信任案可決は法的に根拠のないものと思惟されるが、かかる場合罷免を決議し、後任委員長を選任決定したときは、これを有効として取扱うべきか承りたい。

答 常任委員長の解職の手續について、常任委員会条例又は会議規則の規定がある場合においては、当該手續によるものと考えるが、なお、解職の手續が何もない場合においては、一般的には、委員会が本人の意思に反し自由に選任する

べきものでないと解される。

分割付託 (法一〇九)

(昭和二九、九、三 自行行発第一六〇号)
山口県議会議員宛 行政課長回答)

問 一議案を二以上の委員会に付託することは不可能と考えるかどうか。若しかりに適法であり可能とするならば、いかなる方法で付託するか。

答 一議案を二以上の委員会に付託すべきものではない。

議案の付託の方法及び連合審査会 (法一〇九)

(昭和二八、四、六 自行行発第六六号)
秋田県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 一 数個の条例を改正する一つの条例が提出され、しかも所管委員会ごとに分割審査できるものと認められる場合、これを各委員会に分割付託することができるか。

二 所管が二以上の委員会の所管にまたがる数個の条例の改正を一つの条例をもつてする議案付託の方法は次のうちいずれが適当か。

1 議長が所管件数の多少、軽重等を勘案して一の委員会主査と定めてこれに付託し、付託された委員会が審査に必要があるときは関係委員会と協議して連合審査会を開く。

2 所管ごとに分割して関係委員会に付託する。

3 特別委員会を設け、これに付託する。

三 普通地方公共団体の議会の委員会が審査のため必要があるとき他の委員会と協議して連合審査会の会議主宰者は、当然にその事件を付託された(主査たる)委員会の委員長であり、また、連合審査会に参加した他の委員会の委員は、討論、表決に加わることとはできないものと思うかどうか。

答 一 できないものと解する。

- 二 事案の性格により、1又は3の方法によるべきである。
- 三 お見込のとおり。

議案等を二以上の常任委員会に付託することの可否 (法一〇九)

(昭和二七、二二、二二 自行行発第一七四号)
秋田県総務部長宛 行政課長 同 答

問一 同一の事件を、相関連するゆえをもつて二以上の委員会に共同付託することとは適法でないと思うがどうか。

二 一の方法が適法でないとすれば、特別委員会を設けるか又は最も適当な委員会に付託し、他の委員会と協議して連合委員会を開くことが適法と思うが、この連合委員会の運営について、

- 1 連合委員会は、連合してあたかも一委員会のごとく付議表決に至るまで一般委員会と何ら異なるところなく運営される。
- 2 連合委員会に参加した他の委員会の委員は、討論、表決に加わらないものと解する。以上相反した二つの見解のうち2の方法が適法と思われるがどうか。

但し、2の方法中討論にも加わらないものとすれば、他の委員会の委員は、賛否の意見を開陳する機会が与えられないので、連合委員会は意味をなさないものと思われるがどうか。

答一 お見込のとおり。

二 2の方法によるべきものと解する。なお、協議を受ける委員会の委員は、付託された委員会の表決に加わることとはできない。但し、当該委員会としての意見を開陳しうるのは当然である。

決算の常任委員会への付託の方法 (法一〇九)

(昭和二八、一二、一七 秋田県議会事務局長宛 行政課長回答)

「北海道議会時報」第十卷第一号に掲載

委員会に対する請願、陳情の付託

(昭和二九、六、九 自行行発第八九号)
船橋市議会事務局長宛 行政課長回答

「北海道議会時報」第十卷第四号に掲載

連合審査会の性格 (法一〇九)

(昭和二八、八、五 自行行発第二四七号)
長野県総務部長宛 行政課長回答

問 定員各一〇人を有する甲常任委員会と乙常任委員会との連合審査会を開催するに当りようやく半数の出席を得たが、

- 1 甲委員会の委員のみの場合に開会することができるか。
- 2 甲委員会の委員九人、乙委員会の委員一人でよいか。
- 3 甲乙各々半数でなければならぬか。

答 連合審査会とは同一事案を同時に付託された二以上の委員会をいうのではなく、ある事件を付託された委員会が当該の案と関係のある委員会を招いてその意見を聞く会議のことである。よつて連合審査会の定足数については、条例に特別の定がある場合を除き、議案付託された委員会に属する委員の出席数によるべきものであるが、設問1の場合は連合審査会の実体をそなえるものではないと解する。

公聴会の開催方法 (法一〇九)

(昭和二二、八、八 地発乙第五五六号)
各都道府県知事宛 地方局長 通達

問一 公聴会の開催方法は条例中に規定すべきか。

二 公聴会是非公開とすることができるか。

答一 お見込のとおり。

二 公聴会の本旨にかんがみ非公開とすることはできない。

公聴会開催の公表者 (法一〇九)

(昭和二三、一、二四 自庁行発第一三三号)
岡山県総務部長宛 行政課長 回答)

問 地方自治法第九十九条及び第二百七十七条による公聴会の公表は委員長が行うべきか、または議長か。

答 公聴会に関する事項については委員会条例で規定すべきものと解されるから、当該条例の定め方によるが、一般的には議長とすることが適当である。

委員会における証言の可否 (法一〇九)

(昭和二八、四、六 自庁行発第六六号)
秋田県議会事務局局長宛 行政課長 回答)

問 選挙人その他の関係人が自発的にしかも任意に委員会に出頭し、委員長の許可を得て自発的に且つ、任意に証言することの可否。若し可なりとすれば、その証言を正式に委員会において審査の資料とすることができるか。

答 前段、証言の意味が明らかでないが、委員会における委員以外の発言については会議規則又は委員会条例の定めるところによるものであり、設問のような措置をとることが禁じられているわけではない。

後段、設問の趣旨が明らかでないが、委員会の裁量による。

常任委員会の招集請求 (法一〇九)

(昭和三二、一〇、八 自庁行発第一六七号)
福井県総務部長宛 行政課長 回答)

問一 法第九十九条第五項の規定による以外、議会閉会中は常任委員会の招集はできないものと解するがどうか。

二 委員会条例で委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長が招集できる旨規定してあるは、違法か。

三 適法と解するならば、その解釈(議会の閉会中と明文化するとか又は、議会開会中における委員の請求権と解するとか)。

答一 お見込のとおり。

二 違法ではない。但し、閉会中は、当該規定を根拠として、閉会中の審査事件として付託されている事件以外の事件について委員会の招集を請求することはできない。

三 二により承知されたい。



北海道議会時報総合目次

(昭和33・1~12月)

議会の動き

事	項	号
本会議	昭和三十三年第四回定例道会議	1
	昭和三十三年第一回定例道議会議	4
	昭和三十三年第二回定例道議会議	7
	昭和三十三年第三回定例道議会議	11
	各派交渉会	1・4・7・11
	常任委員会	毎号掲載
	特別委員会	
	予算特別委員会(第四回定例道議会議)	1
	予算特別委員会(第一回定例道議会議)	4
	予算特別委員会(第二回定例道議会議)	7
	予算特別委員会(第三回定例道議会議)	11
	決算特別委員会	4
	総合開発調査特別委員会	1~4・6~12
請願・陳情		
請願第五〇五~五一一四号	1	
陳情第八五三~九〇〇号	1	
請願第五一五~五六〇号	4	
陳情第九〇一~九七七号	4	
請願第五六一~五七九号	7	
陳情第九七八~一〇〇四号	7	
請願第五八〇~六四三号	11	
陳情第一〇〇五~一〇九三号	11	
決議・意見書		
決議第一号	1	
意見書第一~三号(第四回定例道議会議)	1	
決議第一~六号意見書第一~五号(第一回定例道議会議)	4	

資料

事	項	号
国会	第二十八通常国会の展望	5
	第二十九特別国会の展望	8
	衆議院議員選挙投票結果調	5
	各省大臣、政務次官一覽	5
	衆議院正副議長並びに常任委員長一覽	5
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳出入予算額調	6
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳入予算額調	6
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳出予算額調	6
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳入予算額調	6
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳出予算額調	6
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳入予算額調	6
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳出予算額調	6
	昭和三十一年度全国都道府県一般会計歳入予算額調	6
地方行政		
昭和三十三年第四回定例道議会議の議決を経た条例の公布調	1	
昭和三十三年第一回定例道議会議の議決を経た条例の公布調	5	
昭和三十三年第二回定例道議会議の議決を経た条例の公布調	8	
昭和三十三年第三回定例道議会議の議決を経た条例の公布調	12	
農林		
八月十五日現在産米收穫予想	8	

意見書第一~六号(第二回定例道議会議)
決議第一~二号意見書第一~十八号(第三回定例道議会議)

11 7

会 合

事 項	号
全国都道府県議会議長会	2
九都道府県議会議長会	3
北海道東北六県議会議長会	5
全国都道府県議会議事務局長会	8
九都道府県議会議事務局長会	11
北海道東北六県議会議事務局長会	12

雑 録

事 項	号
地方行政疑義問答集	1
決算の認定について	2
予算について	3
議会の検閲、検査権並びに調査権について	4
請願、陳情について	5
懲罰について	6
除斥について	7
議員の発案権について	8
会議の諸原則について	8
(1) 一事不再議について	8
(2) 会期不継続の原則について	8
(3) 定足数について	9
(4) 過半数について	10
(5) 議事公開の原則と秘密会	11
常任委員会について	11

- (1) 常任委員会の構成
- (2) 常任委員会の権限
- (3) 常任委員会の運営

12 12 12



十一月のメモ

- 1 ○日米加漁業委、さげます漁を自発的に一年間抑止。
○道教委、委員長に鈴木ヨシ女史を選任。
○農林省十月十五日現在の産米予想收穫高を發表。(千二百十万八千トンで平年作にくらべ、百五万四千トン増)
○ビジネス特急「こたま」誕生。
- 2 ○日展開く。(作品六千点)
○王子争議、(トラック積出)百二日ぶり再開。
○第十七回文化勲章授賞式行わる。(北村西望、近藤平三郎、野副鉄男、松林桂月ら四氏)
- 3 ○ローマ新法王戴冠式行わる。(パチカン)
- 4 ○国会、会期延長を打ち議決。(三十日間延長)
○米中間選挙、民主党の圧勝に終る。
- 5 ○警職法反対第四次全国統一行動に入る。(参加者四百万人に達す。)
○星島衆議院議長、会期延長議決は有効と政府に正式通告。
○道教育功績者決る。(高橋貞助氏ら十氏)
○松川事件の上告審口頭弁論始まる。
- 6 ○カナダ蔵省来日。
○社会党国会終了を声明。
- 7 ○全国農業大会開く。(東京都)
○ソ連第十一回革命記念日。
○全道に地震。
- 8 ○中山中労委会長王子争議の職権あつせんに入る。
○小平村長に中辻貞胤氏当選。
- 9 ○大相撲九州場所開幕。
- 10 ○日米加三國漁業会議終る。(規制ラインは現行どおり。)
○自民党国会正常化のための書記長、幹事長会談を要請、社会党これを拒否。
○第八回道生活文化賞受賞者決る。(比布村第四農事組合、沼田町共成婦人会、北斗開拓農協、栗山町青野正男氏、利尻町酒本俊平氏)
- 11
- 12 ○社会党第十五回臨時全国大会開く。
○全道各地に初雪。
○開道九十周年記念道開発功勞者二十四氏決定。
○第三次南極観測隊を乗せた宗谷丸南極向け東京港出港。
○社会党国会收拾のための両党会談に応ずると回答。
○国会收拾をはかる両党第一回会談開く。
○核実験停止会議でソ連無期限停止協定案を提案。
○警職法反対国民集会開く。
○全道国立大学教官有志約千人警職法改悪反対を声明。
○スーダンにクーデター、軍部が政権を獲得。
○経済企画庁三十二年度国民所得を發表。
○中政連道支部連合会発足。
○和歌山県教委、勤評斗争に対する四十三人の処分を發表。
○通常国会十二月十日召集に閣議決定。
○第三十三回道展開幕。
○経企庁長期経済計画と現状調査を發表。
○道連合海区漁業調整委員決る。
○ア米大統領西ベルリンは現状を維持すると言明。
○岸首相警職法強行審議せず通常国会に再提出すると言明。
○王子争議に中山会長あつせん案提示。
○道林務部、木材糖化の道策会社の設立目論見書發表。
○自社両党首会談開かる。(変則国会に終止符)
○王子争議で会社側中山あつせん案受諾を回答。
○札鉄、旭鉄五日の警職法反対斗争で組合員千十四人を処分。
○仏総選挙行わる。
○開道九十年記念開発功勞者表彰式行わる。
○大相撲九州場所に朝汐優勝。
○仏領スーダン独立。
○補正予算成立、臨時国会自然休会に入る。
○王子争議組合側も中山あつせん案受諾を決定。

- 25 ○ 国家消防本部、消防白書を発表。
- 26 ○ 北教組勤務評定第四次統一行動は二十六日午後二時からと指令。
- 27 ○ 高校入学者選抜判定実施要領決る。
- 28 ○ 王子第一組合中山あつせん案を原則的に受諾すると中労委に回答。
- 29 ○ 日教組勤評反対の第四次統一行動を行う。
- 30 ○ 北大病院旧館全焼。
- 31 ○ ソ連大使、藤山外相に日本領土を侵略に利用されるなどの口上書を手渡す。
- 32 ○ 皇太子の婚約者に正田美智子嬢決定。
- 33 ○ 岸首相、日韓会談について日ソ方式で押し進めると言明。
- 34 ○ 王子争議会社側団交を拒否。
- 35 ○ 米国防省、米はICBMアトラスの全射程実験に成功したと発表。
- 36 ○ 王子製紙第一組合、中山あつせん案の正式受諾を回答。
- 37 ○ 道連合海区漁調委員長に三好竹勇氏を選出。
- 38 ○ 高知県教委、勤評反対休暇斗争参加の校長四百三十四人を処分。
- 39 ○ 第九回国際社会事業会議開く。(東京都)
- 40 ○ 仏総選挙第二回投票行わるドゴール派圧倒的勝利。
- 41 ○ 第二回世界柔道選手権大会開く。(曾根五段優勝)

昭和三十三年十二月二十日発行

北海道議会時報 (第十卷第十二號)

編集 北海道議会議務局調査課

発行 北海道議会議務局